

令和3年度神奈川県主任介護支援専門員研修受講要件詳細

(1) 受講要件

1. 申込時点で受講要件を満たしていることが必要です。

(例) (ア) 研修初日に実務経験5年を満たすは不可。

(イ) 専門研修課程Ⅱを9月に修了する予定等の「見込み」は不可。

(対象者①について)

2. 要件「①利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者」の確認のため、自身の担当ケースをケアプランチェックシートでチェックし、自身が自立支援に資すると判断した担当ケースを提出していただきます。また課題レポートとして400字以上600字以下でニーズの背景、優先順位等をまとめていただきます。

提出書類 ①居宅・施設サービス計画書第1表～第3表、又は介護予防サービス・支援計画書

②ケアプランチェックシート

③課題レポート

(対象者②について)

3. 他都道府県登録の方でも神奈川県内で勤務している介護支援専門員であれば、受講することができます。ただし、受講決定後、受講地変更の手続きが必要となります。受講決定後、登録されている都道府県までご連絡ください。なお、定員を超えた申込があった場合は、神奈川県登録の方を優先いたします。

(対象者④について)

4. 「現に介護支援専門員として従事」とは介護支援専門員として配置され、現にケアプラン作成（予防を含む）を作成していることを指します。要介護認定のための調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを行っていた場合は介護支援専門員としての従事には該当しません。

(対象者④及びアについて)

5. 地域包括支援センターに「介護支援専門員」として配置され、従事している方は、「現に介護支援専門員として従事している方」に該当します。介護支援専門員として配置、従事され専ら介護予防プランを作成している方は「専任の介護支援専門員として従事した期間」に算定することができます。保健師等または社会福祉士等、予防プランナーとして配置され、従事している方は介護予防プランを作成されていても、「現に介護支援専門員として従事している者」には該当しません。また「専任の介護支援専門員として従事した期間」にも算定することはできません。
6. 専任の介護支援専門員の期間には他職の兼務、及び非常勤勤務だった期間を算定することは出来ません。常勤かつ、介護支援専門員以外の業務に従事していないことが必要です。

7. 居宅、介護予防支援事業所又は施設に両方に登録されている方で専ら介護支援専門員業務に従事している方は、専任として従事期間に算定することができます。
8. 「居宅介護支援事業所管理者、介護予防支援事業所管理者との兼務は期間として算定できるものとする。」となっています。他のサービス事業所管理者との兼務は認められません。居宅介護支援事業所管理者、介護予防支援事業所管理者のみの期間は含むことは出来ません。

(対象者イについて)

9. イにある「ケアマネジメントリーダー養成研修」とは市町村からの推薦者を対象に平成14年～17年まで実施していた研修です。現在は実施されていません。
10. ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーについては、認定ケアマネジャー等になった以降の実務従事期間が3年以上ではなく、認定ケアマネジャー等になる以前の常勤専従の介護支援専門員として従事した期間も含めて3年以上が必要です。

(対象者ウについて)

11. ウにある介護保険法施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者、とは「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者(「地域包括支援センターの手引き」より抜粋)を指し、現に地域包括支援センターで配置されている者が該当します。

(2) 書類の提出について

1. 業務従事証明書は5年以上証明することができれば、在職した全ての事業所の証明書は必要ありません。しかし過去に在職した事業所で5年以上あっても現在従事していることの証明も必要なため、現在の在職している事業所の業務従事証明書は必要です。
2. 以前勤めていた事業所が廃止になり、様式2「介護支援専門員業務従事証明」を提出できない場合、次の方法で、証明書の作成が可能な方に証明してもらってください。
 - ①廃止事業所の母体の法人または事業を引き継いだ事業所がある場合
廃止事業所の母体の法人または事業を引き継いだ事業所に介護支援専門員業務従事証明書を作成してもらってください。
 - ②廃止事業所の母体の法人または事業を引き継いだ事業所が無い場合
廃止事業所の旧経営者に「元〇〇事業所代表者□□□」として介護支援専門員業務従事証明書を作成してもらってください。
*この場合、事業所の開所・閉鎖の年月日がわかる書類(事業所開所、閉鎖の際の申請書等)が併せて必要です。